

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知に係る取扱いについて

令和 6 年 12 月 13 日に改正建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定が施行されたことに伴い、落札者決定の通知を受けた者は、その請け負う建設工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、発注者に対して通知しなければならないこととされました。

本市における取扱いを以下のとおり定めましたので、お知らせします。

1 通知を要する場合

本市で発注する全ての工事のうち、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合

※建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項で定める、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができない以下のもの。

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

2 通知方法

契約締結日までに、別記様式による通知書を各契約担当課等へ提出してください。

3 留意事項

- (1) 当該事象発生のおそれが認められないときは、提出の必要はありません。
- (2) 当該事象が契約締結後に顕著化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、契約変更の協議を申し出ることができ、当該協議については名古屋市工事請負契約約款（スライド条項等）に基づき対応します。なお、協議等の手続きに変更はありません。
- (3) 本通知書の提出により、契約変更が約束されるものではありません。
- (4) 契約締結前に本通知書を提出していない場合でも、従前どおり契約変更等について協議することは可能です。